

有鹿小学校P T C細則

第1条 総会における議事の内容は次のとおりとする。

- (ア)事業報告
- (イ)決算報告
- (ウ)会計監査報告
- (エ)決算承認
- (オ)役員選出
- (カ)活動計画と予算編成
- (キ)規約改正

第2条 本会に特に顕著な功労があり運営委員会が認めた場合は、これを表彰することができる。

第3条 会員またはこの会に関係ある者の慶弔に際してはその意を表すことができる。

第4条 規約第6条に定める会員（以下、会員という）及び有鹿小学校在籍児童の次の事項に際して祝金、見舞金等を支出することができる。

- (ア)弔慰金
- (イ)その他

第5条 弔慰金は、会員及び児童が死亡したときにおくり、その金額は次のとおりとする。

- (ア)会員 5, 000円
- (イ)児童 5, 000円

第6条 その他、特に必要を認めた場合は、運営委員会の承認により祝金、見舞金を支出することができる。

第7条 本会の運営に必要とされる活動に対して交通費を支給することができる。

第8条 交通費は、原則、規約第13条に定める役員に対して支給することができる。但し、運営委員会で特別に認められた場合はその限りではない。

第9条 交通費の支給の種類とその支給額は、別表のとおりとする。また、交通費の支給を受けた者は、運営委員会に対して活動の内容を報告することとする。

第10条 個人情報の取り扱いについては、別に定める。

附則

1 本細則（令和6年度第8号議案）は、令和7年4月1日より施行する。

2 本細則（令和7年度第4号議案）は、令和7年4月23日より施行する。

別表

活動場所	支給額
海老名市内 (有鹿小学校を含む)	1人1回につき200円
海老名市外	公共交通機関を利用した場合の、最も経済的な経路の実費相当額 電車、バス、自家用車など実際の利用経路とは関係なく一律同額支給

市・県・各種団体主催事業などへの動員等による活動（会議、講演、研修など）への出席
例）会長会・本部役員交流会・給食物資選定会議・避難所開設訓練など、本会の自発的な活動ではなく、外部の依頼によって参加した活動を対象とする。